

一般財団法人日本看護学教育評価機構

賛助会員に関する規程

2026年3月13日

規程第71号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）定款第56条ならびに会員規則に基づき、賛助会員に関する事項を定める。

(会員の種類)

第2条 賛助会員は、本機構の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人や団体とする。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員の会費は、団体一口300,000円、個人一口30,000円、一口以上とする。

2 会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年とする。

3 納入済みの会費は、特段の理由がない限り返還しない。

(団体会員の特典)

第5条 機構は、賛助会員（団体会員）に次の各号の特典を提供する。

- (1) 機構が会員向けに配信する情報および資料の提供
- (2) 機構が発行する刊行物の提供
- (3) 機構が主催する研修交流集会等への参加
- (4) その他、機構に関連する事業の提供
- (5) 企業広告の掲載（但し、企業の営利目的ではない内容に限る）

2 前項第5号については、別に定める「広告掲載に関するガイドライン」に則るものとする。

(個人会員の特典)

第6条 機構は、賛助会員（個人会員）に次の各号の特典を提供する。

- (1) 機構が主催する研修交流集会への参加
- (2) その他、機構に関連する事業の提供

(賛助会員の資格喪失)

第7条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出をし、受理されたとき
- (2) 死亡したとき、または団体にあつては解散、消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 賛助会員が機構から退会しようとするときは、退会年度の12月末日までに、機構の理事長宛に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 賛助会員が、本機構の名誉を傷つけ本機構に損害を与え、または本機構の目的に反する行為をしたときは、理事長は当該賛助会員を除名することが出来るものとする。

2 前項において、機構は当該賛助会員に対し、損害の一部又は全部を賠償させることがある。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. この規程は、2026年3月13日に制定し、同日施行する。

(様式1)

年 月 日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 賛助会員届

一般財団法人 日本看護学教育評価機構
代表理事 様

以下の通り、一般財団法人日本看護学教育評価機構の賛助会員届を提出します。

1. 賛助会員種別 (いずれかに○) 団 体 個 人

2. 所在地及び連絡先 (会費請求書および資料等の送付先とさせていただきます)

〒 _____

TEL : _____ FAX : _____

E-mail (個人会員) : _____

3. (1. 団体の場合) 申込機関・団体名

名称 : _____

英語名称 : _____

4. 申込者 (1. 団体の場合 : 代表者名・役職名/職位 1. 個人の場合 : 氏名のみ)

ふりがな

氏名 : _____ 役職名/職位 : _____

5. (1. 団体の場合) 事務担当者

(1) メーリングリスト登録アドレス (複数のアドレスをご希望の場合は、全てご記入ください)

E-mail : _____

(2) 事務担当者連絡先

所属部署名 : _____ 職位 : _____

氏名 : _____ E-mail : _____

TEL : _____ FAX : _____

(上記2. の所在地と異なる場合) 住所 : _____

6. 会費・振込先 (団体 : 30 万円 / 個人 : 3 万円 1 口以上)

加入口数 : _____ 口 会費額 : _____ 円 会費納入予定日 : _____ 年 月 日

【振込先】

振込先銀行/コード	支店/コード	科目	口座番号
PayPay 銀行 (0033)	ビジネス営業部 (005)	普通 (フツウ)	2063209
口座名称			
<small>いっぽんざいだんほうじん にほんかんごがくきょういくひょうかきこう</small> 一般財団法人 日本看護学教育評価機構			